

## 「いじめ防止基本方針」

### <基本方針>

いじめの根絶を図るため、日ごろの観察と早期指導を徹底する

〇健康な身体と健全な心を持った人の育成（学校教育目標）  
〇教育課程の適切な編成・実施により、基礎的能力と発展的能力のバランスの取れた育成をめざす  
・社会人として求められる基礎的な学力・健康な心身を全ての生徒に身に付けさせ、さらに、生徒  
個々人の興味・関心や進路希望等に応じて能力の一層の伸張を図る。（重点目標）

いじめとは・・・「いじめ防止対策推進法」第2条いじめの定義より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### <基本方策>

（1）あらゆる教育活動を通じ、人間性の育成をはかるとともに、「いじめをしない」「いじめを許さない」等、未然防止に取り組む。

（2）「いじめの兆候を逃さない、見過ごさない」等、早期発見に取り組む。

（3）いじめに対する対処を、組織的に行うとともに、必要に応じ関係機関との連携を図るなど、問題解決まで真摯に対応する。

（4）再発防止のための計画を作成し経過観察を行い、適宜修正等行う。

### <具体的方策>

（1）①学校行事・生徒会行事などを活用し、いじめ防止の訴えを行う。

②授業や部活動において人間関係のあり方など具体的な指導を推進する。

（2）①定期的ないじめ調査を行う。（年2回、6月・11月）

ネットパトロールの定期的な実施を行う。

②担任を中心とした面談週間の設置及び個人面談の促進を進める。

③教育相談室、保健室の活用を推進する。

（3）①速やかな情報収集とともに、対象となった生徒への配慮に努める。

②正確な実態把握をもとに指導・支援体制を構築する。

③保護者との連携を図り、事態の完全な収拾に努める。

（4）①問題が起こった原因の究明を図り、再発防止の資料とする。

②定期観察や面談を行う。結果を基に計画の修正を行う。

### <組織体制> いじめ対策委員会

○生徒指導部長，学年生徒指導担当，学年主任，担任，教育相談担当

校長，教頭，養護教諭，スクールカウンセラー，学校医

（必要に応じ外部関係機関担当者に協力を依頼する）

※警察，児童相談職員，外部専門家チーム等

## いじめの組織的対応の流れ

### 1 情報の収集（各教職員が随時） → いじめ対策委員会へ

- ①生徒の些細な変化に気がつくこと（いつもと違う表情，人間関係の変化など）
- ②気付いた情報を確実に共有する（副担任，教科担任や部活動顧問など）
- ③速やかに対応する（個人面談，相談）

<いじめが発覚>

### 2 指導・支援体制の編成（教頭・生徒指導部長・学年主任で検討）

- ①重大事態かどうかの判断 重大な事態 → 教育局へ連絡（第28条）
- ②必要な関係機関への相談 窓口（教頭）の一本化，報道対応も含む
- ③いじめ対策委員会の編成・・・状況により編成を調整する
- ④対応策（原案作成）

⑤職員共通理解（職員会議にて）

### 3 指導・支援（各関係教職員）

#### ①生徒への指導・支援を行う

- ・いじめられた生徒への支援（居場所・仲間等）
- ・いじめた生徒への指導（いじめ行為の自覚と行為の責任を自覚させる）
- ・周囲の生徒への指導・支援（自分の問題として捉える，止める勇気を持たせる）

#### ②保護者との連携（即日）

- ・関係生徒の家庭訪問（加害・被害とも）し，事実関係の連絡と今後の学校との連絡方法について話し合う（必ず複数の教諭で対応）

### 4 再発防止

- ①原因の追求と再発防止の対策検討・・・いじめ対策委員会原案作成
- ②定期観察及び面談・・・各教諭
- ③指導計画や方針の見直し・・・いじめ対策委員会